

財政再建等調査特別委員会
調査結果最終報告書

平成20年9月26日

茨城県議会

平成20年9月26日

茨城県議会議長 桜井 富夫 殿

財政再建等調査特別委員会
委員長 石川 多聞

財政再建等調査特別委員会調査結果最終報告書

平成19年第1回定例会において、本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」について、調査経過及び結果を次のとおり報告する。

目次

最終報告にあたって	1
I 中間報告後の調査経過	
1 中間報告が示した調査の方向	2
2 調査経過	2
II 調査方針等	
1 調査方針の一部変更	2
2 調査項目の追加	3
III 本県財政の現状（将来負担比率）	4
IV 中間報告を踏まえた行財政改革の取り組み	4
V 本県財政再建のための諸方策	
1 行政組織等改革のための諸方策	5
2 歳出削減のための諸方策	9
3 歳入確保のための諸方策	14
4 その他財政再建のための諸方策	17
VI 改革効果額と今後のチェックの枠組み	18
VII おわりに	20
関連資料	22
資料1 調査にあたった委員	
資料2 調査活動経過	
資料3 今後の調査のポイント（抜粋）	
資料4 将来負担比率	
資料5 委員会期間中における行財政改革の取り組み（現改革案）	
資料6 意見書	
資料7 その他委員会から出た意見	
資料8 中間報告書	

最終報告にあたって

本委員会は、平成19年第1回定例会において、「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策」を調査するために設置され、平成19年5月11日に第1回目の委員会を開催して以来、21回にわたる審議を進めてきた。

委員会はまず全部局から現状課題を聴取し調査項目を整理した上で、岡山県、大阪府、京都府などの事例調査の結果も踏まえつつ、財政再建のための諸方策について審議を進めた。

平成19年第4回定例会においては、平成20年度予算編成が本格化しつつある状況を踏まえ、当面の改革方策を中間報告として提言するとともに、その後の調査の方向についても示した。

また、平成20年1月以降は中間報告の提言内容の明確化を執行部に促しつつ、調査項目を一部追加し、さらに踏み込んだ調査を実施してきた。

中間報告の明確化として取り組んだ懸命の行財政改革により、一定の具体的改革効果を得たことについては、執行部の労苦を多とするものであるが、それでもなお本県財政は危機的な状況を脱し切れておらず、その厳しさを改めて痛感する。

最終報告に記載した財政再建の諸方策は、この財政危機から脱するための第一歩にすぎない。行財政改革に終わりはなく執行部には健全で持続可能な財政構造確立のため、より一層の改革努力を求めるものである。

なお最終報告書は中間報告書との重複表記を必要最小限とする意味で、中間報告後の調査内容及び結論を中心に記載した。本委員会の調査内容全般を把握するには、まず中間報告書（資料8）を一読した後で、この最終報告書をご覧くださいよう付言する。

I 中間報告後の調査経過

1 中間報告が示した調査の方向

中間報告では、平成20年度予算編成の事務作業を睨みつつ、当面の改革の方策を提言するとともに、最終報告に向けては下記について調査していく旨言及した。

- 中間報告書の提言内容の明確化を図り、改革効果額についても極力算出する。
(中間報告の明確化)
- 知事部局本庁組織など更なる組織の見直しなどについて調査する。(更なる組織等の見直し)
- 改革の進捗状況がチェックできる枠組みを検討する。(改革の進捗状況チェックの枠組み)

本最終報告書は、この3点についての調査経過及び最終調査結果を記述していく。

2 調査経過

(1) 中間報告の明確化

出先機関改革、人件費の抑制、県等保有土地の処分促進など中間報告で提言した「本県財政の再建のための諸方策」の各項目ごとに改革内容の具体化を促し、極力改革の効果額を算出した。

(2) 更なる組織等の見直し

中間報告までの調査が、行政組織面とりわけ出先機関改革に重きをおいてきたことから、知事部局、教育庁、警察本部にわたり、中間報告以前では検討しなかった組織見直しや事業見直しについて調査した。

調査にあたっては、ポイントを洗い出すため委員のみの作業部会（協議会）を編成し、知事部局部会、教育庁部会、警察本部部会、議会改革部会の4部会において、「今後の調査ポイント」を抽出決定（資料3）し、これに沿って調査を進めた。

(3) 改革の進捗状況チェックの枠組み

本委員会が中間報告後に求めた改革効果額の算出状況と現在県がおかれている厳しい財政状況を勘案し、当面の財政再建のために実現しなければならない目標を提言し、目標に向けた進捗状況を定期的に県議会に報告するよう求めた。

II 調査方針等

1 調査方針（中間報告書2頁に記載）の一部変更

調査項目を追加したことから当初平成20年第2回定例会で予定していた最終報告を第3回定例会に送ることとし、調査期間を3カ月延長した。

2 調査項目（中間報告書7頁に記載）の追加

「更なる行政組織等の見直し」や執行部が自ら改革に取り組んだ項目を追加したため、最終的に下記の項目について調査を進めた。（下線を引いた項目を事後に追加した。）

○組織面等

◇知事部局

- ・本庁と出先の役割分担の見直し，市町村への権限移譲の推進
- ・県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制
- ・地方総合事務所の役割再検討
- ・県税事務所，保健所，土木事務所の配置検討
- ・地域農業改良普及センター，土地改良事務所等農業振興体制の再検討
- ・審議会・懇談会等付属機関の見直し
- ・試験研究機関の見直し

◇教育庁

- ・教育事務所等市町村指導体制の見直し
- ・公立小・中学校の適正規模
- ・県立高等学校の再編整備
- ・県立青少年教育施設のあり方
- ・教員の業務の軽量化

◇警察本部

- ・組織運営の効率化
- ・事務事業の見直し
- ・警察施設の再編整備
- ・県民理解の醸成

○歳出面

- ・人件費の抑制
- ・人口規模等からみた本県職員数の適正規模
- ・公共事業の縮減重点化
- ・事務事業の見直し

（県単補助金の縮減，委託料の見直し，大規模建設事業・イベントの見直し，IT関連経費の縮減，総務事務集約化等による組織の簡素・効率化など）

- ・公債費負担の抑制（新規発行抑制・県債残高の圧縮）
- ・出資団体等への財政支援の見直し
- ・特別会計・企業会計の見直し

○歳入面

- ・県税徴収率の向上

- ・ 県有未利用地の処分促進
- ・ 使用料・手数料等受益者負担の適正化
- ・ 各種基金の整理統合と活用
- ・ 収入未済額の縮減

○その他

- ・ 政策評価等事業評価制度のさらなる充実
- ・ 地方税財政制度の見直し
- ・ 企業誘致の促進

※地方税財政制度等の国の所管事項については、必要に応じ国に提言した。

Ⅲ 本県財政の現状（将来負担比率）

本県財政の概況については、本格審議に入る前に概括的に調査し、その結果について中間報告書4頁に記述した。これらに加え、本章では、委員会が審議の過程で明らかにするよう特に求めた「将来負担比率の現状」について記述する。

執行部では、全国で初めて20年6月の第17回委員会で将来負担比率（試算値）の概況を公表し、最終的な精査の結果資料4のとおりであることがわかった。

本県の将来負担比率は早期健全化基準400%に対し289.9%となっており、早期健全化基準に到達するまでには至っていないことが判明した。

しかしながら、「将来負担すべき実質的負債」（約1兆5,000億円）の算定基礎である「将来負担額」（2兆4,600億円）の内訳をみると、一般会計の県債残高が約1兆7,700億円でその大半を占めるとともに、主に土地を保有し事業を行う土地区画整理事業、工業団地造成事業、住宅用地造成事業に係る公営企業会計、住宅供給公社、開発公社等出資法人の負担見込額が約2,300億円となっており、保有土地で年間70億円を超える金利負担を強いられていることなどからしても、持続可能な財政運営及び将来の世代に過大な負担をさせないためには、県債残高の圧縮、県等保有土地の早期処分等が必要であることを改めて示すものと考えられる。

また、出資法人については、会計基準の改正により平成20年度決算から棚卸資産（販売用土地等）に低価法が適用される法人があるなど、経営状況が大きく悪化することが予想されることなどから、常にこの比率を注視しながら財政運営を行うとともに、土地の含み損などによる比率の上昇に耐えられるよう、今のうちから対策を立てるべきである。

Ⅳ 中間報告を踏まえた行財政改革の取り組み

本委員会の中間報告を踏まえ、執行部は提言内容の具体化作業を実施した。資料編（資料5）にその概要を記載した。なお、本報告書内での記述では、この表に記載された取り組みを「現改革案」とよぶこととする。

中間報告では、特に調査項目ごとに改革効果額を算出することを求め一定の成果を見たが、今後さらに具体的な目標値及び実施期限を設定し、進捗状況を評価でき

る形で財政再建に取り組むことを求める。

V 本県財政の再建のための諸方策

前章で記述した現改革案（資料5）は中間報告の提言を相当程度具体化している一方で、今後の方向性の提示に留まっている部分も見受けられる。

また、本委員会は今回執行部が提示した現改革案に追加して取り組むべき視点も多々あると考える。

これらを踏まえ、以下に本委員会としての最終的な「本県財政再建のための諸方策」を提言する。この提言については、極力早期に実現されることを強く求めるものである。

1 行政組織等改革のための諸方策

(1) 知事部局

① 本庁と出先の役割分担の見直し、市町村への権限移譲

市町村合併を踏まえ市町村への権限移譲を一層進める一方で、IT環境の進展、道路交通網の整備などから集約化するほうが効率的な業務や専門性の高い業務は本庁に集約化し、更なる出先機関の効率化について不断に取り組むべきである。

まちづくり特例市制度については極力要件を設けず、市町村に対する支援を十分に行いつつ積極的に進めるべきである。

② 重要な政策課題に柔軟かつ的確に対応する体制

- ・ 部局横断的な課題の中で長期的な対応が必要なものについては、一時的な推進本部やプロジェクトチームでなく正式な組織を編成し、課題解決することも検討するべきである。
- ・ 庁内に多数ある推進本部が県政の重要課題に的確に対応できるよう、必要に応じ推進本部間の連携を十分にとったうえで、庁内の意思決定を図るべきである。
- ・ 県政の諸課題に適切に対応するよう課長級以上職員の在課年数は現行（平均2年程度）よりも延ばすべきである。
- ・ 年齢が上がるにつれ本庁勤務希望者が減っている現状を踏まえ、若いうちから仕事の達成感を感じさせるなどして、意欲的に仕事に取り組む人材を育てる人事管理を行うべきである。
- ・ 優秀な人材を確保するため、民間企業の採用のスケジュールを常に視野に入れた本県職員採用の取り組みを強化するべきである。

③ 地方総合事務所の見直し

- ・ 当面は、本庁への業務集約や、市町村への権限移譲を進め、業務を縮小かつ組織を大括り再編する現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・ 将来的には、新茨城県総合計画の広域連携圏を基本とし、北部地域と南部地域に区分し、南部地域の事務所体制のあり方についても検討するべきである。
- ・ 現改革案の実施にあたっては、市町村との連絡調整や市町村の意向把握等の従来

地方総合事務所が果たしてきた機能を確保するとともに、地域支援担当理事を置き、そのスタッフについても充実させるべきである。

④県税事務所の見直し

- ・徴収業務や自動車税の賦課業務等の本所への集約化，徴収体制の強化等を内容とする現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・市町村等との一層の業務連携を図り，組織を効率化していくべきである。

⑤保健所の見直し

- ・県民サービスに直接影響のない所内総務事務等を一部の保健所に集約する内容の現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・健康危機管理や難病対策，育児支援など今日的課題については強化しながら，再編を進めるべきである。特に新型インフルエンザ等の感染症対策については，県民が安心できる体制を整え，県民に周知していくべきである。

⑥農林関係出先機関の見直し

- ・試験研究機関などとの連携体制を確保しつつ，総合事務所農林部門，農業改良普及センター，土地改良事務所が一体となって地域農業振興を目指す現改革案の実現に全力で取り組むべきである。

⑦土木事務所等の見直し

- ・社会基盤の整備状況，市町村合併などを踏まえ，総務，検査，管理部門などを集約化し，効率的な組織体制に再編する内容の現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・再編にあたっては，県民ニーズを踏まえた現場機能の維持を図り，災害など緊急時対応に遺漏のない組織体制とするべきである。
- ・特設事務所は，その役割の変化に即応し，適切に見直すべきである。

⑧審議会・懇談会等付属機関の見直し

- ・当面，現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・当初の設置目的が達成済みのものや類似目的のもの，形骸化しているものなどについては，今後も極力廃止・休止・統合などの見直しを行うべきである。
- ・新たに設置されるものも含めて，すべての審議会，懇談会等に終期を設定するべきである。
- ・廃止・休止・統合ができないものについては最小限の委員数で行うなど，不断の運用改善を図るべきである。

⑨試験研究機関の見直し

- ・研究課題の設定にあたっては，産業界や県民のニーズを的確に把握し，成果を速やかに情報提供する体制を強化するべきである。

- ・真に県民の利益につながる研究を重点的に行うため、総合調整機能の整備により、全県的な立場から適切な研究課題選定、効率的な予算配分、事業の進行管理、評価などを行うべきである。
- ・研究開発予算の効果的・効率的な執行を図るため、国等の競争的資金の獲得に努めるとともに、県民ニーズ、政策課題を踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な連携を促進する仕組みを検討すべきである。
- ・生産技術は農業系機関、加工技術は工業系機関が主に所管しているが、その連携が十分でない。県が本腰を入れて魅力ある加工品をつくっていかうという姿勢が県民に見えるようさらに連携を強化すべきである。
- ・一定期間研究して成果が上がらないものは、適切な評価を行ったうえで、研究中止にするといった期限付き成果主義の導入を検討すべきである。
- ・県が保有する知的財産権については、実施料収入や更新手数料の負担を充分勘案して、適切に管理すべきである。
- ・国、北関東の栃木県・群馬県、民間の研究機関との共同研究や受託研究、研究委託など十分な連携を進め、少ないコストで大きな研究成果を得るべきである。
- ・独立行政法人化後、地域貢献に積極的になっている大学とも十分に連携して効果的研究を進めるべきである。
- ・地方独立行政法人化について、国や他県の状況などを踏まえ本県におけるメリットデメリットなどを分析し、導入の可否について検討すべきである。

⑩その他出先機関改革関連

- ・県外事務所についても集約した場合の効果を検証するなど、効率化を検討すべきである。
- ・現改革案の実現に向けては、分掌事務や事務所の位置などについて、県民、市町村が混乱しないよう十分な広報を行うべきである。
- ・改革により生じる庁舎の空きスペースについては、早急に活用策を検討すべきである。

(2)教育庁

①教育委員会等の組織体制の見直し

- ・市町村合併により市町村教育委員会が強化されていくことを踏まえ、教育事務所を縮小していく現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・教育研修センターの研修内容を見直し教員の研修負担を軽減するとともに、研修センターの指導主事等を削減すべきである。
- ・改革により削減された指導主事については、教育現場の充実のため経験者を極力学校現場に戻すべきである。
- ・市町村教育委員会が学校に対して適切な指導が行えるよう、指導主事の派遣に係る基準を作成すべきである。

②公立小・中学校の適正規模

- ・全国平均と比べて小規模校の割合が高くなっているため、現改革案に基づき市町村に対して小・中学校統合を働きかけていくべきである。
- ・教員の大量退職時期（平成28及び29年度）を小・中学校統合の目標時期とせず、できる限り早く進めるべきである。
- ・県が示した適正規模の基準により一律に進めるのではなく、統合対象の中でさらにグループ分けをするなどして、段階的に統合を進めるべきである。
- ・学校は地域文化の担い手、活力の源である。市町村においては地域住民の意見を真摯に受け止めながら統合を進めるべきである。特に過疎地域においては、限界集落を存続するような視点も踏まえ、特段の配慮が必要である。
- ・スクールバスなど市町村の新たな財政支出については、国に対し財源措置の拡充を求めるとともに、市町村の立場に立って支援方策を検討するべきである。
- ・耐震化計画との整合性や学力向上の視点も十分に検討した上で統合のあり方を検討するべきである。

③県立高等学校の再編整備

- ・中学校卒業生数が減少していることから現改革案のとおり現在の再編実施計画の着実な推進、第2次再編整備基本計画の策定に取り組み、学級数及び教員数の見直しを行うべきである。
- ・第2次再編整備基本計画策定にあたっては、生徒1人当たりの経費など費用対効果を踏まえ、再編対象となる学校を適切に選び出すべきである。
- ・高等学校は通学区域の撤廃によりどの学校も受験できるので、小・中学校よりも大胆に再編するべきである。
- ・再編の基礎となる将来の定員見込みは、本県における公立と私立それぞれの高校教育の方向性をよく検討した上でたてるべきである。
- ・高校は学力やスポーツなど特色を出して運営するべきものである。再編により学力差も広く多様な生徒が入ってくる状況下で、どのように学校の特色を出していくかをあらかじめ検討するべきである。

④小・中学校統合、高等学校再編双方にまたがる提言

- ・新しい教育を、そして魅力ある学校をどう作っていくか十分に検討した上で、現在の教育上の諸問題を併せて解決していくことを念頭に置きながら、小・中学校統合及び高等学校再編を検討していくべきである。
- ・小・中学校統合及び高等学校再編と同時に、公立の中高一貫教育をどう進めていくかも整理するべきである。
- ・小・中学校統合及び高等学校再編によって削減が見込める教員数については、国の言いなりではなく地方主導で学校運営に必要な配置ができるよう国に対して求めていくべきである。

⑤県立青少年教育施設

- ・少子化傾向を踏まえて必要定員を精査し、利用者1人あたりの経費などを参考に

施設廃止など計画的に余剰定員の解消を図っていくべきである。

教員の業務の軽量化

- ・家庭や児童生徒の変化による生徒指導や安全確保などの業務増による勤務の長時間化により、授業や生徒指導など教員の本来業務に心身の余裕をもって臨めない状況が見受けられることから、現改革案の方向で教員の業務の軽量化を進めるべきである。
- ・一方で、生徒に直接向き合う時間については、より一層の充実を図るべきである。
- ・今日のような業務過重の状態を再び招かないよう、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底して行うべきである。

その他教育庁関連

- ・本県教員の年齢構成には偏りがあるため、退職手当支出が平準化できるよう適切な対策を講じるべきである。

(3)警察本部

- ・現改革案の方向で、組織運営の効率化、事務事業の見直し、警察施設の再編整備、県民理解の醸成などについて更なる改革を求める。
- ・予算措置など県単独で所管している事務について、知事部局との円滑な意思疎通を図るため、知事部局から警察本部への職員派遣を検討するべきである。
- ・警察の足腰の強さはいかに地域社会に溶け込み、地域住民に受け入れられているかにかかっている。交番化の流れは理解できるが駐在所の役割は大きいいため、当面、駐在所の防犯力強化は常に念頭において警察行政を行うべきである。
- ・110番通報で生活相談や苦情処理などを受けている現状がある。本来の警察活動が円滑に出来るよう警察行政に対する県民理解の醸成を一層図るべきである。

(4)議会

議会自身の歳出削減として、老朽化が進み、また、交通網の発達や県庁舎の移転により、利用者が年々減少している議員公舎を廃止すべきである。

なお、廃止後は、県において有効活用等を検討すべきである。

2 歳出削減のための諸方策

(1)人件費の抑制

- ・職員数については、適正化の客観的指標を定めて組織の簡素効率化を図っていくべきであるが、知事部局等においては、今後数年300人以上の職員が退職する期間が続く中、この機を逃しては大幅な職員減はできないことから、あらゆる努力をして職員数を減らし財政再建につなげるべきである。
- ・現定員適正化計画策定後に、住宅供給公社等の破綻問題など財政状況を逼迫させる要因が生じていることから、現計画期間中に計画人数を超える定員削減を実施するべきである。また、警察の一般事務職員、教職員についても本県財政の窮状

を重く受け止め、知事部局職員と同じ方向で削減を検討していくべきである。

- ・役所的積み上げでなく民間の感覚を取り入れて、もっと切り込んだ改革を行うべきである。特に行財政改革推進懇談会では、民間有識者から忌憚のない提言をしてもらうべきである。
- ・平成19年4月からの全職員対象の給与カット措置により、職員の士気低下が懸念されている。国や民間の動向に留意しつつ、給与制度を適正に見直していくべきではあるが、基本的に人件費削減は給与カットではなく、組織効率化による定数削減で行うべきである。また、給与カットが恒常的な措置にならないよう、全職員一丸となって徹底した歳出削減、歳入確保に努めるべきである。
- ・業務の成果に基づく評価方法を採用入れるなど、職員のやる気を引き出す人事評価制度の導入を図るべきである。
- ・平成27年度まで特例的に認められている退職手当債を活用し、財政の硬直化を回避するべきである。また、退職手当支出額の平準化のため早期勸奨退職制度を積極活用するべきである。

(2) 公共事業の縮減重点化

公共投資は国の景気対策に連動して大幅な追加を行っていた以前の水準にまで縮減しているが、他県では本県以上に縮減している例もあることから、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ引き続き抑制するべきである。

(3) 事務事業の見直し

県単補助金の縮減

ア 徴収率による県単補助金削減

- ・市町村が賦課徴収している個人県民税の徴収率が全国最下位レベルであることを重く受け止め、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減するなど、市町村の徴税努力を促す施策を講じるべきである。
- ・上記施策の実施にあたっては、まずは、市町村の徴税努力を十分に促した上で、市町村の財政状況、一般住民の生活に影響がでないよう留意するべきである。

イ 大型補助金の抑制

歳出に占める割合が大きい大型補助金について、補助要件等の他県との比較や補助金支出額の平準化などにより、支出額の抑制を図るべきである。

ウ 零細補助金の縮減

少額な市町村向け補助金や、団体向け補助金で団体の予算規模に占める県補助金の割合が小さいもの、団体の繰越額が県補助額を大きく上回っているものなどについては今後とも見直していくべきである。

委託料の見直し等

- ・庁舎清掃、警備業務など同種の事業については委託仕様書を統一し、また、極力随意契約から競争入札への切り替えを検討するなどして経費削減を図るべきである。

- ・外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に沿って具体的な経費削減の取り組みを一層進めるべきである。
- ・指定管理者制度については、施設の更新時期にあたって、原則公募など現改革案の方向に沿って適切な運用を図るとともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入を検討するべきである。
 一方で、更新に伴い指定管理者に変更があった場合の対応策も検討していくべきである。

③大規模建設事業・イベントの見直し

第4次行財政改革大綱で掲げられた方針を当面堅持するべきである。ただし、大規模イベントについては、県民が夢や希望を持てる施策として有効な面もあるため、経費を節減しつつ、適切に誘致することも検討するべきである。

また、県立友部病院については、県の精神医療の中核を担う役割の重要性や施設の老朽化、経営の合理化などを考慮し建て替えるべきである。

④IT関連経費の縮減

- ・部局によって個別に整備されてきた各種情報システムの非効率を是正するため、業務プロセスの見直しを含めた情報システムのあり方の見直し（「業務システムの全体最適化」）を進めるべきである。
- ・個別情報システムに共通する機能を一元化するための共通基盤システムの整備、汎用機からサーバへの移行などを進め、更なる業務の効率化により職員数や経費の削減を図るべきである。

⑤総務事務の集約化

- ・給与、旅費、福利厚生などIT活用で一元化できる業務は、上記共通基盤システムの整備に併せて集約化し職員数の削減を図るべきである。

⑥その他

- ・県有施設の維持管理については、予算編成の中に維持補修、減価償却の観点を入れていくことを検討するべきである。
- ・入札業務についても集約化の検討を行うべきである。

(4)公債費負担の抑制

- ・22年度のプライマリーバランス黒字化の早期実現に向け、県債の新規発行を極力抑えるべきである。
- ・公的資金補償金免除繰上償還制度は効果が大きい。民間では繰上償還する際に補償金を求められるなどありえない話であり、制度拡充を堂々と要求していくべきである。
- ・20年以上の超長期債の発行により将来の金利上昇リスクを軽減するとともに、調達手法の多様化により金利負担の抑制を図るべきである。

(5) 資金調達全般

- ・ 財政運営上、金融機関との資金調達に係る交渉は今後ますます重要となっていく。地元金融機関に対しては、県とともに発展してきた経過を踏まえ、金利負担の軽減等を強く求めていくべきである。
- ・ リスク無しがあり得ない金融の世界で、地方公共団体への貸し出しはほぼ安全確実である。低金利選向など管理方針を明確にして、金融機関間の競争を一層促し、資金調達の透明化を図るべきである。
- ・ 資金運用委員会において、全庁的資金需要をきめ細かく把握しながら、資金調達コストを一層削減するべきである。

(6) 出資団体の見直し

① 全般的対策

- ・ 改革工程表の目標達成に向け、価格の見直しを含むあらゆる手段を講じて保有土地の早期処分等に全力で取り組むべきである。精査団体は半年ごと、その他は1年ごとに工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底するべきである。
- ・ 低価法の導入・公益法人制度改革等に伴い発生が予想される損失については、先送りすることなく適切に処理するべきである。
- ・ 損失補償等限度額については毎年度できる限り切り下げるとともに、今後の損失補償等については、総枠的な設定は行わず、補償額・割合等を個別事業ごとに精査し、真に必要なものに限定するべきである。
- ・ 開発公社、住宅供給公社等の経営改革にあたっては、資産査定等専門家により資産の適正評価を行うとともに、国の「第三セクター等の改革について」の通知に基づき設置する「経営検討委員会（仮称）」の意見を踏まえ取り組んでいくべきである。また、今後の改革にあたっては、県民理解を得ることが極めて重要であるため、まずは、例えば役員の給与返上や本社ビルの売却を検討するなど、遮二無二改革に取り組む姿勢を見せるべきである。

② 出資団体数の削減

- ・ 県の行政に直接関係のない業務を行う団体については、必要性を改めて検討し、また、公益法人制度改革の施行や指定管理者制度の浸透による新規参入者の増加なども踏まえ、経営等において財政基盤が脆弱な団体、また事業基盤が確立されていない団体など存在意義や役割が希薄となっており見直しが必要な団体については、大括りに統廃合を行うなど積極的に再編統合等を行い、出資団体の数を削減していくべきである。

③ 団体ごとの対策

ア 鹿島都市開発

事業の過半を占めるホテル部門の強化に努めるべきである。また、経営改善計画に基づき、引き続き徹底した経営管理を行うべきである。

イ 茨城県開発公社

- ・21年度からの低価法導入により、22年度にも債務超過になることが予想される。県は事実上、本団体を長年指導・監督してきた経過を重く受け止め、団体の最大限の自助努力を前提に、当面の債務超過の回避策を含む総合的な支援策を早急に検討するべきである。
- ・上記支援策とともに、けじめとして団体及び県の責任問題について整理するべきである。
- ・福祉施設部門などで民間ができることは民間に任せるべきである。
- ・事業の全般について、不採算事業からの経営撤退も含めた抜本的な経営方針の見直しを行い、現改革案の早期具体化に全力で取り組むべきである。

ウ 茨城県住宅供給公社

- ・改革工程表に基づき、民間事業者との共同事業、インターネット公売など多様な販売方策により顧客開拓、販売促進を図り、保有土地処分の目標達成に向け全力で取り組むべきである。
- ・低価法導入や地価下落等により生じる追加損失については、議会と十分な調整を図った上で、先送りすることなく適切に処理するべきである。
- ・造成費を削減するために、道路、埋設管などを民間が行う方策も検討するべきである。

エ 茨城県土地開発公社

- ・県の経営支援などにより、27年度までに債務超過の解消を図るべきである。
- ・長期保有土地の約9割を占めるひたちなか地区について、できるだけ有利な条件で売却し、これ以上の債務超過を発生させないよう努めるべきである。

オ 茨城県社会福祉事業団

- ・中期経営計画に基づく経営効率化に努め、経費の節減を図るべきである。
- ・民間にできることは極力民間に任せ、特に、あすなろの郷については、民間施設との連携を密にして、民間施設では処遇困難な重度の方を中心に入所してもらい、施設をコンパクトにしていくべきである。

カ 茨城県教育財団

- ・嘱託職員ないし臨時職員を活用し、県派遣職員は一定人数を残して県に引き揚げ、経費を削減するべきである。
- ・現在の数値目標を踏まえ、さらに、スリム化する計画を立てるべきである。
- ・指定管理料の積算を適切に行うべきである。
- ・生涯学習施設管理、埋蔵文化財事業の効率化を図るべきである。
- ・県においては、生涯学習センターの指定管理について、県北生涯学習センターの実績を検証し、更に民間事業者の活用を検討するべきである。
- ・継続事業が多いので、教育庁と連携を密にして事業を見直すべきである。

(7) 特別会計・企業会計の見直し

- ・事業効率化や経費の徹底した見直しにより、一般会計からの繰入金をさらに抑制するべきである。
- ・内部留保が多い会計については、借入金の繰上償還や一般会計への繰出しを実施し、一般会計の財政危機回避に寄与するべきである。
- ・所期の目的が薄れたものや、一般会計での取扱いが可能な会計については、廃止又は休止を検討するべきである。
- ・市町村振興資金については、県財政の逼迫を踏まえ、市町村の理解を得つつ、不交付団体への貸付金の繰上償還や新規貸付の抑制を図るべきである。

3 歳入確保のための諸方策

(1) 県税徴収率の向上

- ・自主財源の確保、また税の公平性の観点から、全国41位に留まっている県税徴収率を早急に向上させるべきである。
- ・処分前提での厳しい態度での滞納整理や、自動車税徴収対策としてのタイヤロック、搜索等による財産調査、徴収強化対策室での大口滞納事案処理の拡充など、徹底した取り組みを行うべきである。
- ・電子納税やコンビニ納税の普及を図るべきである。
- ・市町村への職員派遣の充実による市町村の滞納整理体制の整備や特別徴収義務のある事業所に対する特別徴収の要請、個人県民税徴収率による市町村向け県単補助金削減などにより、全国43位と極めて低水準にある個人県民税徴収率を全力で向上させるべきである。
- ・個人県民税の徴収率が下位にある市町村に対する一層の意識改革が必要である。

(2) 県等保有土地の処分促進

① 全般的対策

- ・不確定な将来負担及び金利負担の抑制のため、早急に売り抜くべきである。土地の利用価値、取引の実勢、将来の金利負担等を総合的に勘案し、弾力的な価格設定、処分方法について具体的対策を講じるべきである。
- ・保有土地を特性により分類し、土地1つ1つについて処分戦略に結論を出す時期である。
- ・大量の保有土地が県財政を苦しめている状況を真摯に受けとめ、今後の土地保有については、全庁的な相互牽制を働かせて多面的角度から購入の是非を検討できるよう新たな場やルール作りを行うべきである。
- ・いわゆる「損切り」は土地の市場価格等諸情勢を踏まえ機敏に行う必要がある。「損切り」や処分方法などの内規づくりについては、全庁的視野や不動産鑑定士などの専門家の意見なども踏まえて作成し、実行する際に県民理解を得られるよう努力するべきである。
- ・早期処分により確定した損失については、議会との合意形成を図った上で、で

きるかぎり早期に対策を講じるべきである。

- ・公共事業による計画的買い取りなど公共利用等についても具体的な検討を行うべきである。
- ・圏央道沿線など、企業の投資意欲が高い地域において、優良企業の確実な立地が見込まれる場合には、産業大県づくりに資するための造成分譲も決断していくべきである。

②TX沿線の土地（都市計画事業土地区画整理事業特別会計）について

昨年度上半期頃より土地需要が落ち込んできていること、今後は駅から遠いなどこれまでより条件の悪い土地を売らなければならないことなどから、改革工程表による取り組みの一層の強化を求めるとともに、下記について提言する。

- ・イメージアップだけでは土地は売れない。戦略的な販売方法を検討し、住宅にこだわらず幅広い業種を対象に、多様な処分方法を駆使しながら、早期に分譲していくべきである。
- ・大規模緑地について公共利用も含め活用策を検討するほか、河川調節池用地等については公共事業による買い取りなど処分の具体化を進めるべきである。
- ・金利負担を抑制するため、財政状況を勘案しながら、一般財源による土地の買い取りなどについても検討するとともに、その時期や処理額などの実施方策について議会との合意形成を図るべきである。
- ・大区画の業務用地については、造成コストの圧縮に努め、少しでも安く提供することにより土地の早期処分を図るべきである。
- ・一定期間後の買い取りを条件としたリース制度導入の検討など、あらゆる工夫をして分譲を進めるべきである。

③茨城県開発公社が受託している公共工業団地について

- ・茨城中央、北浦複合、宮の郷など地価下落により収支が厳しい団地について、売却することを優先し、分譲価格引き下げによる土地処分に踏み出すべきである。
- ・あわせて、借入金に対しては、県としての長期債務であることからその抑制のための金利分の県費負担と減額のための県による段階的買い戻しを継続実施すべきである。
- ・上記対策については、県の財政状況を踏まえ、時期や金額について議会との合意形成を図るべきである。
- ・オーダーメイドでの売却については、早期に分譲収入が得られるような契約方法を検討するべきである。

④茨城県住宅供給公社について

工程表の目標達成のためにあらゆる手段を講じて販売促進を図るほか、低価格導入や地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。

⑤茨城県土地開発公社について

改革工程表により処分の推進を図り、特に長期保有土地の約9割を占めるひたなか地区については、土地利用計画に沿いながら積極的に売却を進めるとともに、売却までの間、需要に応じ暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図るべきである。

(3) 使用料・手数料の見直し

- ・近県と比較し本県の単価水準が低いものについては、コスト計算の見直しを行い、適正な水準へ見直すべきである。行政財産等の貸付料の減免については、必要性や民間との役割分担の観点から精査するべきである。
- ・県民負担の急激な増加をさけるため、一斉見直しだけではなく、個別かつ定期的に見直すべきである。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、使用料を見直すことで県費負担が軽減できる可能性があるため、この設定について十分に検討するべきである。

(4) 収入未済額の縮減

- ・平成19年度決算では、一般会計、特別会計、企業会計の未収額を合わせて約196億円あり、平成20年度当初予算における県債管理基金からの繰替運用額に匹敵するほどの額が発生していることから、縮減に全力で取り組むべきである。
- ・具体的には、未収債権対策連絡会議を中心とした全庁を挙げた取り組みを一層強化し、特に法的措置も含めた強硬手段を辞さない態度での回収や、専門的知識ノウハウを有する民間の債権回収会社の活用などをより一層推進するべきである。

(5) 各種基金の整理統合と活用

- ・残高僅少な基金や、国費が財源でない基金などについては廃止を含め見直すべきである。
- ・特定目的のための基金については一般会計の財源対策で活用できるよう規定を見直すべきである。
- ・国費を財源とする基金についても活用できるよう国に働きかけていくべきである。
- ・基金の整理にあたっては資金運用委員会の場で、全庁的な意見を聞き取りながら進めるべきである。

(6) 税収の大幅な増加策

- ・産業大県を標榜する以上、他県に比べて優位性のあるつくば、東海、日立、鹿島などの産業資源を活かした産業振興策を講じて税収の大幅増を図り、窮極的には不交付団体を目指していくべきである。

(7) その他

- ・行政財産など持てる資産，潜在力をフル活用して，細かい収入でも貪欲に上げるよう一層努力するべきである。

4 その他財政再建のための諸方策

(1) 政策評価等事業評価制度の更なる充実

- ・県と県民の評価が乖離しないよう，県民の目線で評価を行うべきである。
- ・評価事務の負担の軽減を図りつつ，評価の実効性を高めるよう，効率的な制度運営に努めるべきである。
- ・県民への浸透がまだまだ足りない。公表方法について更なる検討を求める。

(2) 企業誘致の促進

- ・本県の好調さが続いているこの時期を逃さず，本県独自の課税免除措置や交通インフラのアピール，間接リースなどの新たな分譲手法の活用などにより，積極的な企業誘致に取り組むべきである。
- ・企業誘致の大型補助金やリート会社への働きかけなども想定した不動産の証券化など，新たな分譲手法も検討するべきである。
- ・県内産業界にも本県の土地保有の現状を伝え，売却の応援団になってもらうべきである。
- ・知事及び副知事などによるトップセールスをより一層行っていくべきである。
- ・企業との人的つながりが誘致の生命線となるため，企業誘致部門の職員は現行よりも長く従事させるべきである。

(3) 大規模プロジェクトの積極活用

- ・茨城空港，常陸那珂港など本県が長年取り組んできた大規模プロジェクトを負の遺産でなく，恒常的に茨城経済を担う重要資産にするために，産業開発や観光資源開発を含めあらゆる施策を集中し，首都圏を担う経済大県を構築する必要がある。

VI 改革効果額と今後のチェックの枠組み

未曾有の財政危機の中、今回の執行部の下記の改革努力については、委員会として一定の評価をするものである。

- 出先機関の大幅な改編に係る具体案が出されたこと。
 - 全国で最も早く将来負担比率の精査を行い、
 - ・茨城県開発公社への総合的な支援の方向性
 - ・県が開発公社に委託している工業団地の早期処分の方向性
 - ・TX 沿線保有土地の早期処分の方向性
- などが示され、いわゆる「負の遺産」がほぼすべて議会の議論の場に出てきたこと。

また、本委員会の提言により、改革効果額として、

- 平成20年度においては150億円規模、平成22年度までにはさらに450億円規模、合わせて600億円規模が見込まれるところである。
- さらに、平成23年度以降においても、引き続き、公立小・中学校の規模適正化（統合1組当たり平均0.8億円）、県立高等学校の再編（統合1組当たり平均1.3億円）や警察施設の再編整備（30年間で27億円）、公的資金の繰上償還による金利負担軽減（平成33年度までに約86億円）など、抜本的な行財政構造改革を進めることにより、さらなる改革効果が期待される。

しかしながら、本委員会が審議の後半に求めた「中間報告の提言の明確化」や「更なる組織等の見直し」については、具体案までたどりつかないものも多く、委員会期間中には当面の財政危機を回避することはできなかった。

本来、「歳入の範囲内で歳出を組む。」いわゆる「身の丈予算」が財政運営の大原則である。事業費を一定の比率で削減するような現在のやり方ではいつまでたっても財政規模が「身の丈」にはならず、今回の改革でもこの限界が示された感が否めない。中長期的には歳出の構成要素を必要に応じ大きく変えるような財政構造改革を実施し、歳入の範囲内での予算編成を目指すべきである。

しかし政策的経費として使える一般財源がわずか450億円程度と極めて硬直化している財政構造の下では、一足飛びに「身の丈予算」を組むことはできず、現実問題として当面の財政危機を乗り越えなければならないことも事実である。

このような状況を踏まえ、本委員会は執行部に対し、次の点を当面の財政運営目標とし、執行部自らが定期的に達成状況をチェックするよう提言するものである。

○第Ⅴ章の諸方策に取り組むことにより、毎年度、当初予算時点における県債管理基金からの繰替運用を確実に減らしていくとともに、概ね5年後を目途に繰替運用無しの予算編成を達成することを目指すべきである。

ただし、三位一体の改革によりもたらされた現在の構造的な財政危機においては、県自らの改革努力のみでの達成は困難でもあり、地方交付税の復元・地方消費税の拡充など地方税財政制度の抜本的な見直しを国に対して強く要請していくべきである。

○上記目標達成までの改革の過程で下記2点を達成するべきである。

- ・平成22年度を目途に一般財源基金からの繰入に頼らずにプライマリーバランスを黒字化させること。
- ・県債残高（国の地方財政対策による特例的県債を除く）をさらに減少させること。

また、繰替運用無しの予算編成を達成するまで毎年第1回定例会に第Ⅴ章の諸方策に係る改革の進捗状況を報告することを求める。

執行部におかれては本委員会の提言を十分踏まえ、加えて具体化へ検討を要する事項を含め、可能な歳出削減、歳入確保に取り組み、新たな行財政改革大綱や財政集中改革プランには、計画期間である平成23年度までは、年度ごとに財源確保目標額を明示すべきである。

以上執行部への提言を述べてきた。

財政再建の目的は、第一義的には歳入と歳出のバランスをとることであるが、究極的には、県民福祉の持続的向上、地域社会の活性化のために行うものである。

改革の過程で県民福祉が低下するようなことがないように心して財政運営しなければならない。

本県の輝かしい未来を切り拓くため、全ての職員が県財政の窮状に共通認識を持ち、一丸となって財政再建に取り組まれるよう切望する。

Ⅶ おわりに

前章まで執行部に対しての提言を述べてきたが、最後に国に対しての意見を述べたい。

本委員会が審議を続けてきたこの1年半の間に様々な内政問題が起きている。

荒川沖や秋葉原など、国内数カ所で起こった「誰でもよかった」殺傷事件は、日本の安全神話が若者の暴走という内的要因で崩壊しつつあることや、いつまでも「一人前」にならない若者が国の存立そのものを揺るがしていることを感じさせる事件であった。

高校進学率はほぼ100%である。また、少子化傾向の中では、大学、専門学校なども経営安定のため生徒確保に奔走し、高学歴化が進んでいる。その一方で、卒業後人生の目標が定まらずに、定職に就けない、或いは就こうとしない無気力で堪え性のない若者が社会に送り出されている。

こうした一人前にならない若者の増加に歯止めをかけるには、小・中学校のうちからしっかりとした職業観や社会貢献することの尊さを教え込み、中学或いは高校を出てすぐに社会人として自立できる若者を育てる必要がある。教育を根本から立て直さなければならないことを痛感する。

また、受け皿となる企業側も、募集要件で義務教育修了後すぐに就職する可能性を排除するなどの硬直的採用を止めるほか、親の意識改革も大いに必要であろう。

社会保険庁による年金記録漏れ問題、後期高齢者医療制度に係る諸問題、道路特定財源を巡る国民、地方自治体をも巻き込んでの国会の混乱ぶりなどにより、国民の行政不信は頂点に達している。くるくると変わる猫の目農政を心から信頼している農業者は少ない。医師不足を引き起こした国の現状認識と医療現場のズレは危機的ですからある。

いくつかの問題では、一部業界団体等の利己的な要求など、民間側の倫理観低下が行政運営を歪めてきた面があることを否定するものではないが、これらの行政課題には、中央省庁の生活者目線、現場目線に欠ける施策展開や物事に対処する際の頑迷さが大きく影響していると言わざるを得ない。

今回の調査の中では、「未曾有の財政危機」への現実的な対応として細かな節約の積み重ねを行ってきた。しかし、県民生活に直結する経費を削ることには限界があり、歳入欠陥の穴埋めとして、職員の給与カットや借金返済のための貯えである県債管理基金を繰替運用しながら、ギリギリの帳尻合わせをしている状況である。

もちろん、今後とも歳出削減に努めていかななければならないことはいうまでもないが、この交付税削減の穴は容易なことでは埋められない。年齢が上がるに連れ、本庁勤務希望者が減っているなど県職員のモチベーション低下が懸念される中で、このまま財源確保に汲々となる県政を続けていくことは、本来の県民福祉の向上が置きざりにされる危険すら感じざるを得ない。

現在、道州制の議論が浮上しているが、第二期の地方分権改革での中央省庁の激しい抵抗ぶりをみていると、この制度は国の都合による都道府県の解体策ではないかとの疑念を抱く人も多いただろう。本来道州は、地域における広域的課題を自治行政権、自治立法権及び自治財政権を持って担う「地方政府」であり、中央省庁の出先機関ではない。中央省庁の解体再編案が出る前に道州の区割り案が出るなどは本末転倒である。

本委員会は、審議の冒頭にこの未曾有の財政危機の最大の原因は、国による一方的な地方交付税の削減であると認識し、関係省庁に対し意見書を提出した。

(中間報告書 19～20 頁)

1年半の調査審議を経て、本委員会は改めて本章に記述したような閉塞状況を打破するためには、真の地方分権を実現し国のかたちを変えるしかないことを痛感する。

最後に委員会として(資料6)の意見書を国に提出することを発議して、21回、60時間にわたる議論を閉じることにする。